

通商産業省

平成09・09・18資第5号

平成10年8月17日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設
の変更）について（諮問）

日本原子力発電株式会社取締役社長 阿比留 雄 から平成9年9月17日付け総文
発第37号（平成10年7月16日付け総発第9号をもって一部補正）をもって、核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第
1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条
第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係
る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第
4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴
委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）
本件申請に係る変更は、使用済燃料乾式貯蔵設備を設置するものである。
これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。
2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）
本件申請に係る変更は、使用済燃料乾式貯蔵設備を設置するものである。
これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。
3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）
本件申請に係る変更に必要な資金は、自己資金及び借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。